

## 千葉県情報公開推進会議の設置について

### 1 設置にいたる経緯

#### (1) 平成15年 9月 千葉県情報公開推進委員会からの提言

- ・ 情報公開の在り方について県民の声を反映させることを目的とする「情報公開推進会議(仮称)」を設置することを検討すべきである。
- ・ 申立てを受けて開示請求事案の処理・窓口対応に問題がなかったかを調査検討する機関として「情報公開オンブズマン(仮称)」を設置することを検討すべきである。

なお、申立ては開示請求者のみならず、請求を受けた実施機関からも行うことができることとし、必要に応じて開示請求者から事情を聞いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第1次的判断を行うことができるようにすべきである。

#### (2) 平成16年 8月 千葉県情報公開審査会からの答申

- ・ 情報公開制度の在り方について、県民各界各層の意見を取り入れ、検討する機関として、新たな第三者機関(情報公開推進会議(仮称))を設置することは、有意義であると考えられる。その意味で、委員に公募による一般県民を含める等、組織の構成に配慮すべきである。
- ・ 円滑な制度運用が阻害されている現状を改善するために、第三者機関の必要性は否定できないところであるが、第三者機関として別個独立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議(仮称)に円滑な運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることを検討すべきである。

- (3) 平成16年12月 千葉県情報公開条例の一部を改正する条例の公布  
 平成17年 2月 千葉県議会情報公開条例の一部を改正する条例の公布

### 2 設置の根拠等

#### 設置の趣旨

情報公開制度の充実と円滑な運用のために、制度の運用の改善について、県民の意見を取り入れ検討し、併せて開示請求者等から、情報公開窓口の対応等に関する苦情処理を行う附属機関として設置

#### 設置の根拠

千葉県行政組織条例第28条別表第2及び第29条別表第3

#### 権能等の規定

千葉県情報公開条例第27条の2  
 千葉県議会情報公開条例第28条の2

### 3 委員の構成

条例上の構成	具体的な構成
学識経験者 (5名以内)	大学教授及び弁護士
住民の代表者 (10名以内)	(県民各界各層の関係者により構成) 一般公募による委員3名以内のほか、報道機関、経営者団体、労働団体、環境団体、福祉団体、消費者団体、PTA団体からの推薦に基づき選任した。

委員の任期は2年

### 4 具体的な活動

#### (1) 制度改善についての調査審議

情報公開制度の充実と円滑な運用のため、請求、決定等の情報公開事務の状況等に基づき、制度改善について調査審議する。

#### (2) 情報公開事務に関する苦情処理

情報公開事務に関する苦情を受け付け、第三者的立場から事情等を調査し、これらの苦情を処理する。

具体的な活動形態は、情報公開推進会議自身が決定する。

## 千葉県情報公開推進会議設置の根拠

### 千葉県行政組織条例（抄）

（設置等）

**第28条** 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

2項～4項（略）

（組織等）

**第29条** 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

2項、3項（略）

#### 別表第2

附属機関名	担任する事務
千葉県情報公開推進会議	情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

#### 別表第3

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県情報公開推進会議	会長 委員	1 学識経験を有する者 2 住民の代表者	5人以内 10人以内	2年

### 千葉県情報公開条例（抄）

（推進会議）

**第27条の2** 千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができる。この場合において、当該情報の提供が行政文書の提示により行われたときは、何人も、推進会議に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 県民は、情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができる。

3 開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情があるときは、推進会議に対し、その旨を申し出ることができる。ただし、次の各号に掲げる苦情については、これを申し出ることができない。

(1) 審査会の調査権限についての苦情

(2) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情

(3) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをした場合における当該不服申立てに係る苦情

4 推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

5 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。